

令和5年9月19日

沼津市長 頼重 秀一 様

沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会  
会長 松井 泰樹

水道料金及び下水道使用料の改定について（答申）

令和5年6月8日付け沼水総第46号により諮問のあった標記のことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり意見が集約されましたので答申します。

なお、審議の過程における意見等を付帯事項として併せて付記しますので、善処方を要望します。

記

1 水道料金の改定について

料金体系は、現行どおりとし、料金については、下表のとおりとすることが妥当である。

用途	料金				適用	
一般用	基本料金（1月につき）		超過料金		公衆浴場用並びに船舶及び臨時用以外のもの	
	メーター口径（ミリメートル）	基本水量（立方メートル）	金額（円）	水量		1立方メートルにつき（円）
	13～25	10	680	10立方メートルを超える分		160
	30		2,100			
	40		3,900			
	50		7,100			
	75		15,000			
	100		24,500			
	150		58,300			
公衆浴場用	—		3,100		—	
船舶及び臨時用	1立方メートルにつき 533円				船舶用直接給水及び臨時用に使用するもの	
備考 料金には、消費税を含むものとする。						

## 2 下水道使用料の改定について

使用料体系は、現行どおりとし、使用料については、下表のとおりとすることが妥当である。なお、漁業集落排水処理施設及び地域下水処理施設の使用料も同様とする。

区分	基本料金 (月額)	超過料金 (月額)
一般汚水	排除汚水量 10立方メートルまで 1,300円	排除汚水量10立方メートルを超え 20立方メートルまで 1立方メートルにつき 179円
		排除汚水量20立方メートルを超え 30立方メートルまで 1立方メートルにつき 182円
		排除汚水量30立方メートルを超え 50立方メートルまで 1立方メートルにつき 188円
		排除汚水量50立方メートルを超え 100立方メートルまで 1立方メートルにつき 194円
		排除汚水量100立方メートルを超え 500立方メートルまで 1立方メートルにつき 201円
		排除汚水量500立方メートルを超える 1立方メートルにつき 209円
公衆浴場汚水	排除汚水量を2分の1の量として、一般汚水の計算方法により算定した額	
備考 料金には、消費税を含むものとする。		

## 3 改定の時期について

改定にあたっては、十分な周知期間を設けることが必要であるため、令和6年7月1日から適用することが妥当である。

## 【 付 帯 事 項 】

上下水道事業は、住民生活や企業活動を支える重要な社会基盤であり、将来にわたり、事業を安定的に継続していかねばならない。

そのため、適正な料金及び使用料の設定とともに以下のことに留意し、今後の事業経営を実施されたい。

### 1 経営健全化の推進

水道事業の料金回収率や企業債残高、また下水道事業の経費回収率など、現状の課題を改善するため、収納率の向上、下水道においては、水洗化の強化等による収益確保に引き続き取り組むとともに、民間活用や広域連携等の検討も含め様々な角度から事業の効率化や更なる経費削減を図り、事業経営の健全化に努めること。

### 2 計画的な事業実施

「沼津市水道事業ビジョン」や「沼津市下水道ビジョン」等に基づき、計画的に施設や管路の更新・耐震化等を実施するとともに、下水道においては、より一層の普及促進を図ること。

### 3 適時適切な水道料金及び下水道使用料の検討

水道料金及び下水道使用料の改定にあたっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、柔軟に対応し、今後、今回の算定期間である令和 10 年度までの期間内であっても、適時適切な料金等の検討に努めること。

### 4 事業周知

上下水道事業の現状、及び今後における施設の更新・耐震化、下水道の普及等の必要性や、それにかかる費用等について、住民等の理解を得るため、十分な情報提供を行い、事業周知に取り組むこと。

また、水道料金及び下水道使用料の改定は住民生活や企業活動に影響を与えることから、改定にあたっては、その理由や時期・内容について、住民等に分かりやすく周知すること。

以上